

# 兵庫県公報

令和2年3月24日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	3
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	8
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	13
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	14
○ 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（同）	15
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	16
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	16
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）	17
○ 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	17
○ 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（同）	18
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	18
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	19
○ 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局社会教育課）	19
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	21
○ 金属くず営業条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）	21
○ 兵庫県監査委員に関する条例の一部を改正する条例（監査委員事務局監査第1課）	22

## 公布された法令のあらまし

### ●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立学校授業料等徴収条例

### ●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税及びゴルフ場利用税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、勧告に従わない第一種動物取扱業者等の公表制度が創設されること、浄化槽法の一部改正により、浄化槽の使用の休止に係る届出制度が創設されること等に伴い、これらの事務を規模能力等に応じて定める市が処理することとする等、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 児童福祉法施行令の一部改正による児童福祉司の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 2 丹波医療センターにおける稼働病床数の増加等診療機能の充実を図るため、病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 3 職員の定数上の重複を避けるため、育児休業をしている職員の定数上の取扱いを定めることとした。
- 4 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

### ●職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

行財政運営方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、引き続き実施

することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

行財政運営方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

●法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 社会福祉法の一部改正により、県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならないものとされることに伴い、社会福祉住居施設のうち無料低額宿泊所（生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。）の基準を定めることとした。

2 水道法施行令の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

●後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算定する際に用いる割合について、その標準となる厚生労働大臣が定める率が改められることに伴い、当該割合を改めるとともに、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和2年度及び令和3年度についても、新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（条例第11号）

食品衛生法の一部改正により、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関する基準が国の食品衛生法施行規則で定められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護監視員の職務等について規定の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 近年、身寄りのない高齢者が増加する等、県営住宅への入居に当たり連帯保証人の確保が困難となりつつある状況に鑑み、県営住宅への入居に当たり連帯保証人を立てることを求めないこととし、所要の整備を行うこととした。

2 公営住宅法の一部改正に伴い、認知症である者、知的障害者、精神障害者等で収入の申告をすることが困難な事情があると知事が認める入居者については、収入調査により把握した収入に応じた家賃を課すことができるようになったことを踏まえ、家賃の決定方法について所要の整備を行うこととした。

3 不正の行為によって入居した者に対する徴収金の算定に利用する利率について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。

2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

●兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

寄贈のあった旧瀬川美術館の土地、建物及びコレクションを活用し、当該コレクションを展示する施設として兵庫県立美術館に分館を設置することとし、所要の整備を行うこととした。

●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

警察を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、警察署の再編整備を実施することとし、警察署の名称、位置及び管轄区域について、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 兵庫県たつの警察署と兵庫県佐用警察署を統合し、兵庫県たつの警察署をたつの市に設置することとした。

2 兵庫県朝来警察署と兵庫県養父警察署を統合し、兵庫県南但馬警察署を朝来市に設置することとした。

3 兵庫県豊岡南警察署と兵庫県豊岡北警察署を統合し、兵庫県豊岡警察署を豊岡市に設置することとした。

●金属くず営業条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

古物営業法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について、同法の引用条文を改めることとした。

1 金属くず営業条例

2 警察手数料徴収条例

●兵庫県監査委員に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

地方自治法の一部改正により、監査委員は、監査基準に従い、監査等をしなければならないものとされるときともに、監査基準を定めたときは、直ちに、公表しなければならないものとされること等に伴い、当該公表の方法を定める等所要の整備を行うこととした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第3号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2工業技術センター使用料及び手数料の款機械器具使用料の項中「13,200円」を「28,700円」に改め、同款航空産業非破壊検査員養成講習料の項中「610,000円」を「719,000円」に改める。

別表第3の10の部を次のように改める。

10 削除

別表第3の12の部(14)の款中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同部(17)の款中「充てんする」を「充填する」に、「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同部(20)の款中「充てんする」を「充填する」に改め、同表14の部中「覚せい剤取締法に」を「覚醒剤取締法に」に改め、同部(1)の款中「覚せい剤製造業者等指定申請手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請手数料」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同部(2)の款中「覚せい剤製造業者等指定証再交付手数料」を「覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改める。

別表第4の26の部(1)の款中「毒物及び劇物取締法(」の右に「昭和25年法律第303号。」を加え、「(毒物及び劇物取締法施行令(以下この部において「政令」という。)第36条の7第1項第1号に規定する登録に限る。(2)の款、(3)の款及び(7)の款において同じ。))」を削り、同部(2)の款中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同部(4)の款中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同部(5)の款中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同部(6)の款中「毒物劇物販売登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票書換え交付手数料」に、「政令」を「毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この部において「政令」という。))」に改め、「劇物の」の右に「製造業、輸入業又は」を加え、同表29の部中「覚せい剤取締法に」を「覚醒剤取締法に」に改め、同部(1)の款中「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に改め、同部(2)の款中「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に、「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研究者の」に改め、同部(3)の款中「覚せい剤施用機関指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関指定証再交付手数料」に、「覚せい剤施用機関指定証の」を「覚醒剤施用機関指定証の」に改め、同部(4)の款中「覚せい剤研究者指定証再交付手数料」を「覚醒剤研究者指定証再交付手数料」に、「覚せい剤研究者指定証の」を「覚醒剤研究者指定証の」に改め、同部(5)の款中「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に、「覚せい剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」に改め、同部(6)の款中「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に改め、同部(7)の款中「覚せい剤原料取扱者指定証再交付手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定証再交付手数料」に、「覚せい剤原料取扱者指定証の」を「覚醒剤原料取扱者指定証の」に改め、同部(8)の款中「覚せい剤原料研究者指定証再交付手数料」を「覚醒剤原料研究者指定証再交付手数料」に、「覚せい剤原料研究者指定証の」を「覚醒剤原料研究者指定証の」に改め、同表37の部(5)の款中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同表58の部(2)の款中「42,000円」を「52,000円」に改め、同表67

の部(1)の款から(3)の款までを次のように改める。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この部において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この部において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下この部において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（(2)の款及び(3)の款において「他の計画記載建築物の場合」という。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
			その他	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この部において「モデル建物基準」という。）による場合
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円		
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円		
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円		
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円		
	その他の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		689,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		823,000円	

			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の変更しようとする部分（以下この款において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
		その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円）
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円（モデル建物基準による場合にあっては、158,000円）
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額

(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この部において「施行規則」という。）第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更にあつては、当該変更の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分（以下この款において「変更部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のももの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
	その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円（モデル建物基準による場合にあつては、93,000円）	
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円（モデル建物基準による場合にあつては、158,000円）	
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のももの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額	

別表第4の67の部(7)の款中「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準（以下この部において「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)」に、

全ての住戸が仕様基準による場合
その他の場合
全ての住戸が仕様基準による場合

を「

全ての住戸が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準（以下この部において「モデル共同住宅基準」という。）又は仕様基準による場合
---

その他の場合
全ての住戸がモデル住宅基準、モデル共同住宅基準又は仕様基準による場合

に改め、同部備考を次のように改める。

- 備考 1 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の款に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。
- 2 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
- (1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表中「講堂兼体育室」を「体育室」に、

「

第2研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------

」

を

「

第2研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
多目的ホール	4,300	5,800	5,800	10,100	11,600	15,900
ホール	A	2,000	2,600	2,600	4,600	5,200
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200

」

に改める。

(兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第3条 兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(入学考査料及び入学料の特例)

- 5 第2条に定めるもののほか、県は、県が設置する専門職大学の入学試験を令和2年度に受けようとする者から入学考査料を、当該専門職大学への入学の許可を同年度に受けた者から入学料を徴収するものとし、当該入学考査料及び入学料の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検査料 17,000円（出願書類等による選抜（以下この号において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この号において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合にあっては、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。）
- (2) 入学金 282,000円（県内居住者等（入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1項第1号に該当する外国人をいう。）以外の者にあっては、423,000円とする。）
- 6 前項の入学検査料及び入学金（次項及び附則第8項において「入学検査料等」という。）に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「教育委員会」とあるのは、「知事」とする。
- 7 第12条の規定は、入学検査料等を還付する必要があるものとして規則で定める事由がある場合には、適用しない。
- 8 第13条の規定にかかわらず、前3項に定めるもののほか、入学検査料等の徴収に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の12の部(14)の款並びに別表第4の37の部(5)の款及び67の部の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の14の部及び別表第4の29の部の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日
- (3) 第2条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日
- (4) 第3条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第4号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

（兵庫県税条例の一部改正）

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号中「記入」を「変更記録」に改める。

第14条の2第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第17条中「から第12項」を「から第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第33条第1項第1号中「次号」の右に「及び第3号」を加え、同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」の右に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 電気供給業のうち、法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等（第34条及び第44条の2第3項において「小売電気事業等」という。）及び同号に規定する発電事業等（第34条及び第44条の2第3項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第33条の2第1項中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(2) 資本割 各事業年度の資本金等の額

(3) 所得割 各事業年度の所得

(4) 収入割 各事業年度の収入金額



第34条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の右に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第33条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第33条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第36条第1項中「所得割( )」を「所得割等( )」に、「にあつては、付加価値割」を「の付加価値割」に、「とする」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)」に改め、同項第1号中「によって」を「により」に改める。

第44条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

3 小売電気事業等又は発電事業等とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

第67条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第68条の2第3項中「第1項第1号」を「第1項(第1号に係る部分に限る。)」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第68条の4第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 条に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第68条の4第1項中「によって」を「により」に、「第68条の2第2項」を「第68条の2第3項」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第71条第1項第1号中「として」の右に「、又はその公式の練習のために」を加える。

第123条第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改め、同条第4項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第125条の10中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。

附則第8条の3中「平成34年度」を「令和4年度」に、「、法第34条第1項(第2号)」を「、法第34条第1項(同号)」に改める。

附則第9条の4の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第9条の5の2中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第9条の6第2項中「平成31年度から平成34年度まで」を「令和元年度から令和4年度まで」に改める。

附則第9条の6の3中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第9条の7第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条の2の2第1項及び第3項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の2.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第11条中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第11条の2第1項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第15条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第15条の4、第16条第1項、第17条、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第21条の4第1項、第4項及び第5項並びに第21条の4の2第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第21条の6の2第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第2項中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第21条の8第1項から第3項までの規定中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同条第5項中「平成31年11月1日から平成33年3月31日まで」を「令和元年11月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年10月1日から平成33年3月31日まで」を「令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」に改め、同条第6項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同条第7項中「平成32年10月31日」を「令和2年10月31日」に、「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

附則第22条第3項及び第5項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「同年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第22条の2第5項及び第7項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「同年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第26条及び第26条の2第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第27条第4項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第29条第1項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に、「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第33条の3第3項中「前年12月31日」の右に「又は令和5年12月31日のいずれか早い日」を加える。

附則第36条中「平成31年10月1日から平成36年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和6年9月30日まで」に改める。

附則第38条中「平成33年3月11日」を「令和3年3月11日」に改め、「同条第3項中」の右に「100分の0.75」とあるのは「100分の0.8025」と、「100分の0.37」とあるのは「100分の0.3885」と、「100分の0.15」とあるのは「100分の0.1575」と、「100分の1.85」とあるのは「100分の1.9425」と、同条第4項中を加える。

附則第39条第1項中「法人（」の右に「第33条第1項第3号イに掲げる法人及び」を加え、同条第2項中「する法人」の右に「(第33条第1項第3号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「する」を「、第3項中「年5億6,000万円」とあるのは「5億6,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年7,000万円」とあるのは「7,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」の右に「若しくは第3項」を加え、「及び第2項」を「又は第2項若しくは第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第33条第1項第3号イに掲げる法人であつて、事業税の課税標準となる収入金額が年5億6,000万円以下であり、かつ、事業税の課税標準となる各事業年度の所得が年7,000万円以下の法人に対する各事業年度における事業税額は、前条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額と同条の規定の適用がないものとして計算した金額との差額を控除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の合計額とする。

附則第45条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第33条第2項中「その事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「第36条第1項第2号に規定する6月経過日の前日」に改める。

第36条第1項第2号中「事業年度」の右に「(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度)」を加え、「の日から」を「の日以後」に改め、「経過した日」の右に「(次条第6項において「6月経過日」という。)」を加える。

第37条第4項中「によって」を「により」に改め、同条第6項第1号中「当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日の前日」に改め、同項第2号中「事業年度開始の日から6月の期間の末日」及び「その開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日の前日」に改め、同条第9項中「によって」を「により」に改める。

第67条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

第71条第1項第1号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第10条の2の2第1項中「。以下この条において「平成28年地域再生法改正法」という。」及び「(以下この条において「認定地方公共団体」という。)」を削り、同条第3項から第5項までを削る。

附則第11条の2第1項中「又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で同法第2条第16号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第33条の2第1項中「又は同項第4号」を「、同項第4号」に改め、「非課税累積投資契約」という。)の右に「又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約(次項において「特定非課税累積投資契約」という。)」を加え、同条第2項中「又は同条第5項第5号」を「、同条第5項第5号」に改め、「累積投資勘定」という。)の右に「、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。))又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。))」を加え、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

附則第36条中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第37条第1項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「、第2号又は第3号」を「又は第2号」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第3項及び第4項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第39条第4項中「当該事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「第36条第1項第2号に規定する6月経過日の前日」に改める。

(兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、兵庫県税条例第14条の2第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第22条に2項を加える改正規定中「規定する自動車」の右に「及び特種用途車(三輪の小型自動車を除く。)のうちキャンピング車で同条第2項各号(第4号及び第5号を除く。))に掲げる自動車に該当するもの(以下この項において「自動車等」という。)」を加え、「当該自動車」を「当該自動車等」に、「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1項第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同項第2号中「第8項、第13項及び第14項」を「第7項、第12項及び第13項」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1項第4号中「附則第16項」を「附則第15項」に、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改め、同項第5号中「附則第15項」を「附則第14項」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同項第6号中「附則第7項」を「附則第6項」に、「平成36年1月1日」を「令和6年1月1日」に改め、同項第7号中「附則第10項」を「附則第9項」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第5項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改める。

附則第6項を削る。

附則第7項中「平成36年度」を「令和6年度」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同項を附則第7項とする。

附則中第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附則第12項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項を附則第15項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中兵庫県税条例第67条第2項にただし書を加える改正規定及び附則第13項の規定 令和2年10月1日
  - (2) 第1条中兵庫県税条例第14条の2第1項第2号及び第17条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和3年1月1日
  - (3) 第2条中兵庫県税条例附則第33条の2の改正規定 令和3年4月1日
  - (4) 第2条中兵庫県税条例第67条第2項ただし書の改正規定及び附則第14項の規定 令和3年10月1日
  - (5) 第2条(前2号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第6項、第7項、第10項及び第11項の規定 令和4年4月1日
  - (6) 第2条中兵庫県税条例第71条第1項第1号の改正規定 令和5年1月1日
  - (7) 第1条中兵庫県税条例第4条第2項第8号及び第123条第1項第3号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日(県民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第17条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2の2第1項及び第3項の規定(同条第1項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例(以下「4年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「5号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。
- 7 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に

規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例（附則第11項において「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第11条の2第1項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

10 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、5号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

11 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

12 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

13 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

14 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

15 新条例第71条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第5号**

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表24の部中「覚せい剤取締法等」を「覚醒剤取締法等」に、「覚せい剤取締法（）」を「覚醒剤取締法（）」に改め、同表30の部(2)の項カ中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に改め、同項ケ中「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同表59の部(5)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同部(24)を同部(31)とし、同部(19)から(23)までを同部(26)から(30)までとし、同部(18)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同部(18)を同部(24)とし、同部(24)の次に次のように加える。

(25) 法第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

本則の表59の部(17)中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同部(17)を同部(23)とし、同部(16)中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同部中(16)を(22)とし、(15)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第25条第1項の規定による指導及び助言に関する事務

本則の表59の部(14)中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同部(14)を同部(19)とし、同部(13)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同部(13)を同部(15)とし、同部(15)の次に次のように加える。

(16) 法第24条の2第1項の規定による勧告に関する事務

(17) 法第24条の2第2項の規定による命令に関する事務

(18) 法第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

本則の表59の部(12)中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同部(12)を同部(14)とし、同部(11)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同部(11)を同部(12)とし、同部(12)の次に次のように加える。

(13) 法第23条第3項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による公表に関する事務

本則の表59の部(10)中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同部中(10)を(11)とし、(9)を削り、(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第22条第4項の規定による研修の実施の委託に関する事務

本則の表59の部(7)の次に次のように加える。

(8) 法第21条の5第2項の規定による届出の受理に関する事務

本則の表63の部(16)を同部(20)とし、同部(15)中「(14)」を「(18)まで及び(21)から(23)」に、「(16)」を「(20)」に改め、同部中(15)を(19)とし、(14)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関する事務

(17) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成に関する事務

(18) 法第49条第2項の規定による情報の提供の要求に関する事務

本則の表63の部(13)を同部(14)とし、同部(10)から(12)までを同部(11)から(13)までとし、同部(9)中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同部(9)を同部(10)とし、同部(8)の次に次のように加える。

(9) 法第11条の2第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務

本則の表63の部事務の欄に次のように加える。

(21) 法附則第11条第1項の規定による助言及び指導に関する事務

(22) 法附則第11条第2項の規定による勧告に関する事務

(23) 法附則第11条第3項の規定による命令に関する事務

本則の表80の部(1)の項セ中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 本則の表30の部(2)の項カ及びケの改正規定 公布の日

(2) 本則の表59の部及び80の部(1)の項セの改正規定 令和2年6月1日

(3) 本則の表24の部の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)第4条(覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第9条第1項第2号の改正規定を除く。)の規定の施行の日



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第6号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、人事委員会の各事務部局及び」を「及び人事委員会の各事務部局並びに」に、「期間を定めて雇用される」を「臨時的に任用された」に、「以下」を「次条において」に改める。

第2条中「6,156人」を「6,176人」に、「19,593人」を「19,613人」に改める。

本則に次の1条を加える。

(職員の定数に含まない数)

第4条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める場合には、職員の定数に含まないものとする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員 当該職員の育児休業に伴い、当該育児休業の期間を任期の限度として同法第6条第1項の規定により任期を定めて職員が採用される場合

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による求めに応じ、災害により被害を受けた普通地方公共団体に当該職員が派遣される場合

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第4項中「495人」を「500人」に、「95人」を「120人」に改める。

（兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正）

第2条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「期間を定めて雇用される」を「臨時的に任用された」に改め、「除く」の右に「。以下「職員」という」を加え、「6,450人」を「6,525人」に改める。

第2条中「前条に規定する」を削る。

第3条を次のように改める。

（職員の定数に含まない数）

第3条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める場合には、職員の定数に含まないものとする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条又は第21条に規定する学校等に入学し、又は入所している職員 当該入学又は入所について職務に専念する義務の免除の承認を受ける場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員 当該職員の育児休業に伴い、当該育児休業の期間を任期の限度として同法第6条第1項の規定により任期を定めて職員が採用される場合

附則第3項中「第1条に規定する」を削り、「75人」を「70人」に改める。

（企業庁職員定数条例の一部改正）

第3条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「期間を定めて雇用される」を「臨時的に任用された」に改める。

第2条中「職員の」の右に「定数の」を加える。

本則に次の1条を加える。

（職員の定数に含まない数）

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員は、当該職員の育児休業に伴い、当該育児休業の期間を任期の限度として同法第6条第1項の規定により任期を定めて職員が採用される場合には、職員の定数に含まないものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第7号

職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、「給料月額は」の右に「、第8条の2の規定にかかわらず」を加える。

附則第4条中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

附則第5条中「平成31年6月」を「令和2年6月」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第8号**

**特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成31年6月」を「令和2年6月」に改める。

附則第12項中「平成31年4月分から平成32年3月分まで」を「令和2年4月分から令和3年3月分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第9号**

**法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条」を「第1条の2・第2条」に改める。

第2条に見出しとして「(社会福祉施設の基準)」を付し、同条第1項中「この条において「法」を「この項及び次条第1項において「法」に改め、「で定める」の右に「法第62条第1項に規定する」を加え、第2章第1節中同条を第1条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（無料低額宿泊所の基準）

第2条 法第68条の5第1項の規定による条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。この項及び第6項において「省令」という。）第1条に規定する無料低額宿泊所（以下この条において「無料低額宿泊所」という。）の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、省令に定める基準をもって、その基準とする。

- 2 無料低額宿泊所の長は、暴力団排除条例第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 4 無料低額宿泊所は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、省令第23条第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 無料低額宿泊所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が無料低額宿泊所の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。



第26条中「以下この節」を「次条」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第27条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第10号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成20年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の40」を「100,000分の38」に改める。

附則第3項中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「100,000分の40」を「100,000分の38」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



食品衛生法基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第11号

食品衛生法基準条例の一部を改正する条例

第1条 食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4(1)中「飲用適の水」を「食品製造用水」に改める。

第2条 食品衛生法基準条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第51条並びに」を「第51条及び」に、「政令」を「この条及び次条において「政令」に改め、「法第50条第2項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する必要な基準」を削る。

第2条を削り、第1条の2を第2条とする。

第3条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2第1の部2(3)中「食品等」を「食品、添加物、器具及び容器包装」に改め、同部3(1)中「水道水その他飲用に適する水」を「水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）又は食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に規定する食品製造用水（以下「食品製造用水」という。）（以下これらを「水道水その他飲用に適する水」という。）」に改め、同表第2の部3(1)中「作業場」の右に「（調理場、製造場、加工場、処理場その他の従業員が作業する場所をいう。以下同じ。）」を加え、同部29(4)中「飲用に適する水」を「食品製造用水」に改め、同部34(5)中「保存基準」を「法第13条第1項の規定により保存基準」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正後の食品衛生法（昭

和22年法律第233号)第50条の2第2項の規定により同条第1項第2号に規定する営業者が遵守すべき同項に規定する公衆衛生上必要な措置については、この条例の施行の日から起算して1年間は、第2条の規定による改正前の食品衛生法基準条例第2条第1項から第3項まで及び別表第1の規定は、なお効力を有する。この場合において、同条第1項中「法第50条第2項に規定する」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正前の法第50条第2項の規定により定められた」と、同表4(1)並びに6(5)及び(7)中「第11条第1項」とあるのは「第13条第1項」とする。



動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第12号**

**動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第10条中「第24条の2第1項」を「第24条の2の2」に改める。

第14条中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改める。

第36条中「並びに第27条第1項」を「、第27条第1項」に、「及び前条第2項」を「、前条第2項」に、「立入調査等」を「立入調査又は質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第13号**

**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第19条を削る。

第18条第1項第3号中「連帯保証人と連署した」及び「(連帯保証人と連署できない特別の事情のある規則で定める者にあつては、請書)」を削り、同条を第19条とし、第17条の2を第18条とする。

第23条第1項中「(第3項の規定により定められたものをいう。以下第42条第2項、第44条第1項及び第2項、第47条第3項及び第4項並びに第59条第1項において同じ。)」を削り、同項ただし書中「による」の右に「報告の」を加え、同条に次の2項を加える。

4 知事は、普通県営住宅の入居者(省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項において同じ。)が前条第1項の規定による収入の申告をすること及び第51条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合には、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該入居者の普通県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(前項に規定する近傍同種の住宅の家賃をいう。第42条から第59条までにおいて同じ。)以下で、政令第2条に規定する方法により算定して規則で定める額とすることができる。

5 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により普通県営住宅の毎月の家賃を算定する場合について準用する。

第42条第1項中「第23条第1項」の右に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の右に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第44条第1項中「第23条第1項及び」の右に「第4項並びに」を加える。

第47条第1項第1号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第51条第1項中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、「第23条第1項」の右に「若しくは第4項」を

加え、「又は第44条第3項」を「及び第44条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県営住宅（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（次項において「県営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。以下同じ。）の入居者が当該県営住宅への入居に関して立てている連帯保証人について規則で定める事由が生じたときは、当該県営住宅の入居者は、その事由が生じた日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の県営住宅条例第47条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

4 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の9(1)中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改める。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第14号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,780人」を「13,679人」に、「7,641人」を「7,644人」に、「8,044人」を「7,873人」に、「3,352人」を「3,367人」に、「32,817人」を「32,563人」に改める。

附則第2項中「225人」を「300人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第15号

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「王子分館」の右に「及び西宮分館」を加える。

第2条第2項中「美術館の分館（以下「分館」という。）」を「王子分館」に改め、同条に次の1項を加える。

3 西宮分館の位置は、西宮市上甲東園1丁目とする。

第5条第4項中「分館」を「王子分館」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「本館」の右に「又は西宮分館」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 西宮分館に常時展示している美術品を観覧しようとする者は、別表第1の2に定める額の観覧料を納めなければならない。

第6条第1項中「本館」の右に「又は西宮分館」を加え、同条第2項中「分館」を「王子分館」に改める。

第8条の2第1項中「本館」の右に「又は西宮分館」を加え、同条第2項中「分館」を「王子分館」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「分館」を「王子分館」に改める。

館」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第3の2に掲げる西宮分館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

第11条中「第3項」を「第4項」に、「及び第9条第1項」を「並びに第9条第1項及び第2項」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「分館」を「王子分館」に改め、同条第2項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に、「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第5条関係）

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 200	円 150	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 常時展示している美術品と特別に展示している美術品とを併せて観覧する場合は、左欄に掲げる個人で観覧するときのそれぞれの額の5分の3の額とする。 5 4により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
大学生	150	100	
高校生以下	無料		

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第9条関係）

区分	使用料			備考
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	
会議室	円 2,100	円 2,900	円 5,000	1 入場料その他これに類するものを徴収する利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の3の額とする。 2 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
和室	2,000	2,800	4,800	

<p>利便施設</p>	<p>使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)</p>
-------------	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定(同条第4項中「分館」を「王子分館」に改める部分を除く。)、第6条第1項及び第8条の2第1項の改正規定、第9条の改正規定(同条第2項中「分館」を「王子分館」に改める部分を除く。)、第11条及び第13条第2項の改正規定、別表第1の次に1表を加える改正規定並びに別表第3の次に1表を加える改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。



警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第16号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和35年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県たつの警察署の項中「揖保郡」を「揖保郡 佐用郡」に改め、同表兵庫県佐用警察署の項を削り、同表兵庫県朝来警察署の項中「兵庫県朝来警察署」を「兵庫県南但馬警察署」に改め、同項管轄区域の欄中「朝来市」を「養父市 朝来市」に改め、同表兵庫県養父警察署の項を削り、同表兵庫県豊岡南警察署の項中「兵庫県豊岡南警察署」を「兵庫県豊岡警察署」に、「豊岡市昭和町」を「豊岡市」に改め、「(兵庫県豊岡北警察署の管轄区域を除く。)」を削り、同表兵庫県豊岡北警察署の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

(配慮)

2 この条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表に掲げる兵庫県佐用警察署、兵庫県養父警察署及び兵庫県豊岡北警察署の管轄区域の住民に対し、適切な配慮をするものとする。



金属くず営業条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

金属くず営業条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

(金属くず営業条例の一部改正)

第1条 金属くず営業条例(昭和39年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第2条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表2の部(3)の款中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第18号**

**兵庫県監査委員に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県監査委員に関する条例（昭和39年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第6条中「次に掲げる規定による」を「法の規定により監査委員が行う」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。